



男女共同参画推進委員会

第110回

オリンピックの歴史と女性

安中市男女共同参画推進委員会委員

萩原 裕子



オリンピックは、古代オリンピックと近代オリンピックに分けられます。私は忘れられない古代オリンピックの絵図

があります。鍛えた体にオリブオイルを塗り、競い、戦う選手たちです。古代オリンピックは男性のみの大会です。オリンピックの期間は、戦争を休戦としてまでもオリンピックが優先されるスポーツの祭典でした。初めは、競技場・観覧席にも女性の参加が認められていなかったようです。

その古代オリンピックから、千五百年以上の月日が過ぎ、近代オリンピックがクベルタン伯爵により提唱され、1896年、第一回アテネオリンピックが開かれます。やはり、男性が参加する大会でしたが、回数が増えらるることに女性も競技に参加できるようになりました。さて、その頃日本では女性のスポーツ参加をどのように考えていたでしょう。NHKの大河ドラマ「いだてん」でもあったように、女性のスポーツについては、なかなか認められない時代だったのです。その後は、女性もオ

リンピックに出場できるようになり、水泳の前畑秀子さん、陸上の人見絹枝さんの活躍を知ることになります。

戦後は、男女ともにスポーツを楽しめる時代になりました。しかし、オリンピックの種目に、女子の種目が男子より少なかったのを覚えています。その中の一つ「フルマラソン」は男子の競技でした。長い距離を走るのが女子に向いていないのかと学生時代に考えていた矢先、大学の同級生が1979年第一回東京国際女子マラソンに招待選手として出場することになったのです。(この大会は後に、2007年から「東京マラソン」。)いよいよ、女子もフルマラソンに挑戦できる時代がきたのです。その頃、佐々木七恵さん、増田明美さんの活躍がありました。

来年行われる東京オリンピックの陸上の新種目に、混合4×400メートルリレーがあります。男女各二名がバトンをつなぐ男女混成チームのリレーです。同じトラックを世界の男女のトップアスリートが走るのですから、わくわくします。他にも男女混合の種目として卓球や水泳、トライアスロンがあります。男女がお互いの良さを発揮し、協力できる競技があることは素晴らしいと思います。

来年の夏、いよいよ東京オリンピックが開催されます。世界中から集まる多くの選手に熱いエールを送りたいと思っています。

安中市消費生活センターからのお知らせ

「解約保証」のほがが…定期購入トラブルに注意

【事例】

インターネット通販で、「初回300円、〇日間解約保証」と表示されたダイエットサプリメントを注文した。効果を感じられなかったため、解約保証期間内に解約を申し出ると、「4カ月以上の定期購入が条件の契約となっているので、解約には4カ月後に連絡が必要」と言われた。「〇日間解約保証のほがが」と言ううと、「その場合は通常価格1万5千円の支払いが必要」との回答だった。そのようなことは、ページのかなり下部まで見ないとわからなかった。



【ひっかけアドバイス】

☆商品を注文する際には、目立つように表示されている「初回300円」「初回実質0円(送料のみ)」といった価格などだけでなく、定期購入が条件となっていないか、定期購入の場合の継続期間や支払うことになる総額など、契約内容をよく確認しましょう。

☆継続期間が定められていない場合でも、解約にあたって「次回発送日の〇日前までに申し出が必要」のように申請期間に制限がある、通常価格を支払う必要があるなど、条件が定められているケースがみられます。解約・返品可否や条件をしっかりと確認しましょう。

資料提供：独立行政法人国民生活センター

【問合せ】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じるものがあつたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

相談日時▼月々金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時

(☎382-2228)

問合せ▶困市民生活課市民協働係 (☎内線1139)